

交際費支出基準表

区 分	対 象	内 容	金 額 等
会 費	加入団体及び開催者	構成員として支出する会費及び各種団体の行事、総会、大会等への参加費用	会費として定められた額又は5千円以内
懇談費	町政の振興に関わる団体及び個人	各種会議での懇親会及び意見交換、情報収集の為の懇談会等の経費	1万円以内
慶祝費	町政の振興に関わる団体及び個人	祝賀会、記念式典	1万円以内
		落成式、竣工式・起工式	5千円以内
渉外費	町政執行において外部機関等との交際、表敬訪問等をする場合の団体及び個人	外部との意見交換、折衝に必要となる土産等の経費	1万円以内
	各種団体等	地域の慰霊祭、祭典等に係るもの	1万円以内
		文化行事及びスポーツ大会等に係るもの	5千円以内
	地域団体等	地域における夏祭り、運動会、敬老会等に係るもの	5千円以内
弔慰費	町政関係者	町政に功績のあった者の弔事に関する経費	別表2に定める額
見舞金	町政関係者（2週間以上の入院加療の場合に限る。）	議会議員（本人及び配偶者、子、父母）	1万円以内
		公職者等で町政執行上町長が特に必要と認めたもの	5千円以内
	り災者	り災に伴う見舞金	1万円以内
激励金	町の公益性や名声を高める宣伝及び活動内容に功績があると認められる団体及び個人	町費からの助成若しくは補助又は交付金がなく、町民が全国レベル以上の大会に出場する場合	1万円以内
		その他の大会行事等	社会通念上妥当と認められる範囲内で、その内容及び成績を勘案した額
		町政執行上町長が特に必要と認めたもの	社会通念上妥当と認められる額
その他	上記のいずれにも属さない場合	町政執行上町長が特に必要と認めたもの	社会通念上妥当と認められる額

※祝電、弔電は、適宜適切な範囲で対応する。

弔慰支出一覧表

対 象 者			香 典	生 花	備 考
議会議員	現 職	本人	2万円	一対	
		親族	1万円		配偶者・実父母・同居の父母・子
	元 職	本人	1万円		元職すべて ただし、合併後の議員に限る。
各種委員	現 職	本人	1万円		監査委員、教育委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、選挙管理委員会委員、農業委員会委員、民生児童委員、人権擁護委員、保護司、行政相談委員、消防団員（分団長以上）
		親族	5千円		配偶者・実父母・同居の父母、子
	元 職	本人	5千円		退職後10年以内
特別職	現 職	本人	2万円	一対	
		親族	1万円		配偶者・実父母・同居の父母、子
	元 職	本人	1万円		元職すべて
職 員	現 職	本人	—	一対	香典は団体生命共済の弔慰金で対応
		親族	1万円		配偶者・実父母・同居の父母、子
	元 職	本人	5千円		退職後10年以内
町と関係のある国県等の要職者等		本人	1万円以内		現職に限る
町と関係のある国会議員、県議会議員、他市町村議会議員等		本人	1万円以内		現職に限る
町と関係のある他市町村長		本人	1万円以内	一対	現職に限る
その他		本人	1万円以内		公益法人、各種団体の長、その他特に必要と認める場合